

【申請の際によくある質問】

Q1. 未入居の場合、入居予定日の何日前から申請できますか。

A1. 原則、入居予定日の2週間前から申請することができます。

Q2. 子どもの保育園・幼稚園・学校の関係で入居が2週間以上遅れる予定なのですが、取得できますか。

A2. ①通常書類

②保育園・幼稚園・学校の関係で入居が遅れる旨を記載した申立書

③在園・在学証明書や入園・入学決定通知書(コピー可)等、保育園・幼稚園・学校の関係で入居が遅れることがわかる書類を添付していただければ、発行することができます。

Q3. 単身赴任により名義人の入居が2週間以上遅れる予定なのですが、取得できますか。

A3. ①通常書類

②単身赴任により入居が遅れる旨を記載した申立書

③赴任していることが証明できる書類

を添付していただければ、発行することができます。

Q4. 未入居なのですが、本人又は家族の病気等止むを得ない事情により、現住家屋の処分方法が未定です。取得できますか。

A4. ①通常書類

②やむを得ない事情で入居が遅れる旨を記載した申立書

③治療期間が記載された医師の診断書等、止むを得ない事情を明らかにする書類

を添付していただければ、発行することができます。

Q5. 未入居なのですが、現住家屋の処分方法を示す書類が不足(賃貸借契約書の期限が切れている等)しています。取得できますか。

A5. ①期限が切れている賃貸借契約書等の不足している書類

②虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され税額の追徴を受けても異議がない旨を記載した申立書

③登記全部事項証明書等、現住家屋が当該証明書の申請者が所有する家屋ではないことを示す書類

を添付していただければ、発行することができます。

その他、詳しくは資産税課までお問い合わせください。